

非補助農業基盤整備資金

国の補助を受けない土地改良事業・生活基盤整備事業等
に対して、低利の融資が受けられます。



青 森 県
東 北 農 政 局
水 土 里 ネット 青 森

■ ■ 非補助農業基盤整備資金とは

地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全を図り、食料の安定供給の確保等、政策目的を実現してゆくためには国の直轄事業や補助事業と関連した非補助事業の推進が重要になっています。

非補助農業基盤整備資金は、土地改良区等が国からの補助を受けないで、かんがい排水やほ場整備、客土などの事業に取り組み、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合、日本政策金融公庫等が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し低利で融資する資金です。

なお、国の補助対象ではない県又は市町村単独による補助事業についても、融資の対象となります。

■ ■ 融資の条件について

■ 貸付対象者

- 土地改良区
- 土地改良区連合（事業主体となる場合に限る。）
- 農業協同組合
- 農業協同組合連合会
- 農業を営む方
- 農業振興法人
- 5割法人・団体（農業集落排水事業の実施に限る。）

■ 貸付限度額

複数年にわたる事業の場合、各年度とも土地改良区が当該年度に負担する額までとなっています。

（ただし、融資1件当たりの最低額は**50万円**となっています。）

なお、農業集落排水事業では、一部施設ごとに限度額を設定しています。

■ 貸付利率

1. 5%（平成23年1月24日現在）
 - * 固定金利であり、償還が終わるまで適用される金利は変わりません。
 - * 金融情勢により貸付金利は変動しますので、直近の利率は最寄りの日本政策金融公庫にお問い合わせ下さい。

■ 償還期限

最長25年（据置期間10年以内を含む。）になっており、事業内容に応じて設定出来ます。

■ 償還方法

元利均等償還、元金均等償還のいずれかを選択出来ます。

■融資対象事業

以下のように幅広い事業について、融資対象としています。

事業種類	事業内容
かんがい排水	・頭首工（井堰）、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等（併せ行う安全施設等の設置を含む）の新設・改良。しゅんせつ船等の取得
畑地かんがい	・畑地かんがい施設（スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む）の新設・改良
ほ場整備	・区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業
客土	・搬入客土、流水客土、ポンプ客土
農道	・農道（単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む）の新設・改良、農道橋の新設・改良
索道	・空中ケーブルの新設・改良。軌条（モノラック）の新設・改良
畦畔整備	・コンクリート、ブロック、石積畦畔
石れき除去	・耕作に支障となる石れきを除去する事業
農地造成	・畑（普通畑、樹園地〔地目変換の事業を含む〕）、田（わさび田等を含む）の造成
農地保全	・シラス等特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業
防災	・老朽ため池整備、地盤沈下対策、たん水防除等の事業
維持管理	・土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業（水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など）
農業集落排水	・宅地内・屋内配水管敷設、集水・合接ますの設置、トイレ・浴室台所・洗面所の改修工事
その他	・調査計画

* 事業内容欄に記載してあるものは、主なものです。

■維持管理事業の主な融資対策範囲

以下のように幅広い事業について、融資対象としています。

施設名	融資対象
揚（排）水機場	揚水機・電動機の分解、補修、電気系統の補修(制御装置含む) 除塵装置の塗装、補修、通信通報用施設の補修 流木処理施設の新設、増設、更新、その他補強工事
ダム、頭首工、水門	門扉、開閉装置の補修・塗装、しゅんせつ 門扉のワイヤーロープ、水密ゴム等の交換 電気系統の補修(制御装置含む) 観測・通信用施設の補修、除塵装置の塗装、補修、防塵 ネットの補修ぐエプロン・水叩き部・護岸の補修 防塵ネットの新設、増設、更新 フェンスの新設、増設、更新、その他補強工事
ため池	取水ゲート・土砂ゲート・開閉装置等の塗装、補修 堤体の補修、堆積土砂のしゅんせつ、電気系統の補修 観測・通信用施設の補修、防塵ネットの新設、増設、更新 操作室の建屋、フェンス等の補修、その他補強工事
用排水路	護岸・床張・分土工・落差工等の塗装、補修 1路線の一部の改修、しゅんせつ 管水路の破損部分の交換、補修、ジョイント部分の補修 その他の補強工事
畑かん施設	揚水機・空気圧縮機・撒水施設等の機器類の補修 電気系統の補修、送水管・給水栓・電動弁の補修、更新
農道	敷砂利、橋梁の塗装
施設管理施設	基礎・建屋・フェンス等の補修、フェンスの新設、増設、更新 観測機器、自動制御機器類の取得、更新 無線電話等通信施設及び警報装置の新設、増設、更新
土地改良区事務所	全体(維持管理事業を行っている土地改良区に限る)
車両・船舶	取得、更新(維持管理事業遂行上、必要不可欠なものに限る)
器具等費	取得、更新(維持管理事業遂行上、必要不可欠なものに限る)
調査費	外注費〔水利権更新に伴う調査事業、維持管理計画書・土地改良施設台帳(農道台帳)の変更のための調査事業〕
農業水利施設台帳整備事業実施要綱に基づく農業水利施設台帳整備事業に要する経費の土地改良区負担分	
基幹水利施設管理事業において、基幹水利施設管理事業実施要綱別表2に掲げる経費のうちア整備費の中の「整備補修費」	
国営造成施設管理体制整備促進事業において、国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱別表2に掲げる経費のうち水管理再編整備型の(ウ)施設整備推進の中の「施設改良費及びこれに係る測量設計費」	

※維持管理に必要な施設器具であっても、土地改良施設と一体的関係にあるとはいえず他用途にも利用可能なものについては対象となりません。

下記のことにご注意してください

農地の保全又は利用上必要な施設の補修、更新、しゅんせつ等維持管理に必要な不可欠なものが貸付の対象となります。

(点検整備費や事務費、人件費等毎年経常的に支出されるものは貸付の対象とはなりません)

■ ■ 問い合わせ先

青森県農林水産部農村整備課管理・換地グループ	☎ 017-722-1111 (代表)
日本政策金融公庫 青森支店	☎ 017-777-4211 (代表)
青森県土地改良事業団体連合会管理部管理指導課	☎ 017-723-2401 (代表)